

## ★自筆証書遺言に関する法律の改正

平成30年7月の民法改正と法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下、「遺言書保管法」といいます。）が制定されたことにより、自筆証書遺言に関して作成方法や保管方法についての新たな制度が施行されましたのでその内容をご案内します。  
(塚越康仁)

### ◎民法改正前の自筆証書遺言について

遺言は自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの方式に分類され、うち自筆証書遺言と公正証書遺言は利用されることの多い遺言作成の方式です。

民法改正前の自筆証書遺言については、公正証書遺言と比較して次のような特徴がありました。

#### <自筆証書遺言のメリットとデメリット>

メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手数料等の費用負担なくいつでも作成できる</li> <li>○作成時に証人を必要としない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全文を自書する必要がある負担が重い</li> <li>○作成した遺言書を紛失してしまう恐れがある</li> <li>○記載方式に不備があると遺言が無効になる恐れがある</li> <li>○遺言書の発見者又は保管者は裁判所の検認を受ける必要がある</li> </ul>

### ◎作成方式の緩和（平成31年1月13日～）

これまで自筆証書遺言の作成方法として、遺言書の全文、日付及び氏名を手書きで記載し押印することが要件とされてきました（旧民法第968条）。今回の改正により、平成31年1月13日以降に作成された自筆証書遺言で、財産の記載につき目録を添付する場合は、その目録については自署押印さえすれば手書きであることを要しないこととなりました（新民法第968条第2項）。

#### <遺言書見本>

遺言書
<p>第1条 私は別紙財産目録①の財産を妻A（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。</p> <p>第2条 私は別紙財産目録②の財産を長男B（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。</p> <p>...</p> <p>令和元年10月1日 東京都千代田区〇町1-2-3 甲野 一郎 (甲野)</p>

(本文は全文手書きして自署押印する)

別紙財産目録
<p>目録① ××所在の土地 〇〇銀行に預入の預金債権</p> <p>目録② △△所在の建物 □□証券会社に預入の有価証券 ...</p> <p style="text-align: right;">甲野 一郎 (甲野)</p>

(自署押印以外はパソコン等で記載しても良い)

### ◎法務局による保管制度の創設（令和2年7月10日～）

遺言書保管法創設により、令和2年7月10日以降、遺言作成者本人が住所地若しくは所有不動産の所在地を管轄する遺言書保管所（法務大臣の指定する法務局）で自筆証書遺言の保管を申請することができますようになります（所定の様式で作成された自筆証書遺言に限ります）。

また、遺言作成者の相続開始後に、相続人等は全国の遺言書保管所にて遺言書が保管されているかどうか調べたり、遺言書の写し（遺言書情報証明書）を請求することができますようになります。

なお、遺言書情報証明書の交付を受けた際に、遺言書の検認は不要とされています。

### ◎まとめ

今回の民法改正及び遺言書保管法の創設により、自筆によらなければならない部分が減り、また作成した遺言書を遺言書保管所で保管すれば、紛失リスクもなくなります。保管制度を活用すれば、保管時に遺言書の方式等の外形的な確認を受けるため、遺言書の有効性も高まることになります。

一方で、遺言作成に当たっては法律の専門的な知識が必要なため、公正証書遺言の場合と比較して、書き方によっては複数の解釈ができる内容となり、遺言執行の際に混乱を招くリスクは依然として残ります。実際に遺言を作成する際は、自筆証書遺言によるべきか公正証書遺言によるべきかを含め専門家に相談することをお勧めします。